

第1回 事業活動円滑化 WG 議事概要

日 時：平成16年9月6日 11:00～12:00

会 場：永田町合同庁舎 第1共用会議室

議 題：1．私的録音録画補償金の分配について（文部科学省ヒアリング）
2．規制改革・民間開放集中受付月間に関する取組について
3．WGの今後の取組について

出席者：

志太勤主査

規制改革・民間開放推進室 宮川正参事官

文部科学省

文化庁長官官房著作権課 吉川晃課長、山口顕著作権調査官、
竹田透企画審議係長
大臣官房総務課行政改革推進室 河村雅之事務官

1. 私的録音録画補償金の分配について

志太勤委員

定刻になりましたので、第1回事業活動円滑化 WG を始めさせていただきます。尚、本日の会議は神田委員がご欠席です。

それでは、本日の議題に入ります。

議題の1 規制改革・民間開放集中受付月間に寄せられた要望事項で、当 WG にて担当することとなったもののうち、「私的録音録画補償金の分配」につきまして、事務局で課長級折衝を行った経緯を踏まえ、所管官庁である文部科学省より改めて本件に関する考え方をヒアリングさせていただきます。

尚、冒頭に一言お断りを申し上げますが、規制改革・民間開放推進会議の基本的な考え方といたしまして、原則、会議の内容につきましては公開の取扱いとすることになっております。

当 WG におきましても、各省庁との折衝・ヒアリングにつきましては、基本的に公開扱いとさせていただきます。

本日のヒアリングにつきましても、議事の概要やご提出いただきました資料は、当会議のホームページ上で公開させていただきます。

それでは、本件につきまして文部科学省より10分程度を目処にご説明をお願い致します。

文化庁長官官房著作権課 吉川晃課長

文化庁著作権課課長の吉川でございます。

ご指摘をいただきました点につきましてご用意いたしました2つの資料でご説明したいと存じます。

まず、「私的録音録画補償金制度」の概要をご覧くださいと存じます。

こちらの方では、録音、録画と2つございますが、今回は録音を中心にご説明申し上げたいと存じます。制度の基本は録画も同じでございます。制度導入の経緯についてまず申し上げます。家庭内等における私的なコピーは、著作権法により権利者の了解無しに自由に無償で行うことができるとされており、しかしながらデジタル方式の録音機の普及に伴い、これを自由かつ無償で行うことを容認する一方で権利者の経済的利益とのバランスをとらなければいけないとの問題意識から諸外国の事例も参考にして

著作権審議会が長年議論した結果、平成4年の著作権法改正におきまして、私的録音録画補償金制度が著作権法に導入された次第です。

その制度の概要でございますが、権利者は、デジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて行われる私的な録音・録画に対しては、補償金をもらう権利を有することとされております。これは、まず権利として補償金を得る権利を書いたわけですが、その権利を行使するにあたっては、文化庁長官が指定する団体、指定管理団体と申しますが、これによってのみ行使することができることと規定しておりまして、いわば、この補償金を集めるところを一本化したということでございます。その指定管理団体が、録音の場合、社団法人私的録音補償金管理協会、通称、サーラ（SARAH）というものでございます。

尚、この補償金の支払いが必要な機器及び記録媒体につきましては、政令でそれぞれ指定をしています。この政令で指定された機器及び記録媒体のメーカー等のご協力をいただいて、いわば販売価格に上乗せになっておりまして、そしてメーカー等のご協力により一括して指定管理団体に補償金が支払われております。指定管理団体に支払われた補償金は、指定管理団体から、録音の場合、社団法人日本音楽著作権協会（ジャスラック JASRAC）、社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）、社団法人日本レコード協会の3つの社団法人を通じて権利者に分配されるという仕組みでございます。

それではもう一枚の資料をご覧くださいと存じます。「私的録音補償金の分配について」と題した資料でございます。これで、分配の具体的なルートが表示されております。メーカー等のご協力を得て、補償金が一括してサーラに集まります。そこから、日本レコード協会、芸団協、ジャスラックといったところに分配されるということです。サーラ自体は、文部科学省及び経済産業省の所管の法人となっております。構成団体は、レコード協会、芸団協、ジャスラックの3者でございます。そして、このレコード協会以下の3者から、それぞれ権利者は分配を受けるわけですが、必ずしも会員になっているものばかりだけではなく、非会員についても請求のあったものについては分配するというルールを作っております。また、これは便宜上の措置だと思っておりますが、言語の著作物の権利者に対しては、ジャスラックから日本脚本家連盟へ再委任をしており、脚本家連盟から権利者が請求、分配を受けるという仕組みになっております。これも会員、非会員を問いません。いわば第一次下請け、第二次下請けのような形で請求、分配の事務を行っていきといったことが当初から計画されておりました。

そもそも、この仕組みを議論いたしましたのは、著作権審議会でございますが、平成3年12月の第10小委員会の報告書を見ますと、この報酬分配の手続については、サーラのように徴収を単一の団体で行う。そこから権利者の種類に応じて適切な団体に分配する。分配を受けた団体からさらに個々の権利者に分配するという仕組みが提言されております。また、徴収分配団体の傘下に無いような権利者、ここではいわゆるアウトサイダーと記載しておりますが、アウトサイダーからの分配請求があった場合に備えて一定金額を留保しておく措置にも配慮しておくべきとされております。権利者が必ずしも団体に所属していなくても分配を得る様な仕組みを最初から構想したということでもあります。

今回、株式会社イーライセンスから、自分達の会員が、ジャスラックを経ずして、直接サーラから分配を得られないであろうか、という要望がありました。私もその後、イーライセンスの代表の方にお会いして、その要望の主旨は、イーライセンスの会員であるところの音楽の著作権者が不利な扱いを受けないということ、そして、イーライセンス自体が請求分配に関して事実上の仲介的な業務を行いたいということであるので、イーライセンス会員のためにジャスラックに対してまとめて請求し分配を得られるのであれば、直接サーラから分配請求を受けることにはこだわらないという主旨の回答をいただきました。そのうえで、私の方で、ジャスラックとも連絡をとりまして、イーライセンス会員の請求を、イーライセンスを窓口としてまとめて受けることができないか調整をいたしました。現在イーライセンスとジャスラックの方で、その線を軸にしてイーライセンスの要望に沿って問題解決を調整中でございます。

事実上、イーライセンスの取り分といいますか、イーライセンス会員のシェアは1%内外だと思われませんが、ジャスラックの扱う補償金からしますと非常に小さな割合と思われます。いわばアウトサイダーの為の一定の留保を1%としておりますが、この1%は実績に応じて増やしたりすることも可能でございます。従って、イーライセンスの会員への分配がどの程度になるかは今後の数字を見てみないとわかりませんが、1%を越えるようであれば、留保分をもっと増やすこともジャスラックの方で考えるとの回答を得ておりますので、イーライセンス会員も平等の分配を受けることが可能です。

以上のような事情でございますが、もしサーラが直接権利者に分配をしなければいけないとなりますと、公平な分配をするためのデータ収集なども全てサーラが行わなければならないということもありますので、それらの重複的な投資をすることで、権利者の取り分が減ってしまうということも考えられる為、現状の制度を取り敢えず維持し、権利者の取り分を確保しながら、いわばアウトサイダー、非会員の利益も図っていくことが現実的な解決策と考えております。

志太主査

いろいろと前向きに検討いただきありがとうございます。

もともと、ジャスラックが独占的にやっていたのを他に参入するところがあるなら、そういうところにやってもらうことにしたのですが、どういう目的でそういう措置をとったのですか。

吉川課長

事実上ジャスラックのシェアは音楽著作権の管理という点では非常に大きなものがあると思えますが、必ずしもジャスラックの管理に満足しない権利者が全く別の可能性が無いというのは問題があると思われしますので、そういった意味で、イーライセンス等の他の管理事業者が誕生することは好ましいことと思えます。

只、音楽著作権の行使については、志太主査もご存知だと思いますが、例えばカラオケのお店の一つ一つと契約していかなければいけないとかこまめな活動が地域で必要でございます。従いまして、権利者としては、確実に契約をして使用料を徴収してくれるというところに権利を預けるという方が多くなるのは仕方のないことと思えます。

ジャスラックは、いわばルールに従って許諾を行い、ルール通りに著作権の管理業務を行うので、ある意味では機械的であり、そういったところでは、権利者からすると安心できるという面もあると思えます。ただ、ジャスラックだけというのは、その管理に飽き足らない人が行くところが無いというのは問題かと思えます。そういった面で、選択肢が増えるということは当然必要なことと思っております。

志太主査

ジャスラックに独占させず、競争原理を働かせようということが目的で、法改正したわけですね。とすると、本件の要望者が主張しているように、ジャスラックと同じ立場にするということが、法の決めた精神ではないかと思うのですが。それは、事務的にいろいろと問題があるのではないかと思うのですが、新規参入者から自分たちも同じようにやりたいという希望があれば、手続や準備さえ納得できるものであれば、サーラから直接分配をうけることができるのですか。

吉川課長

実際的には、サーラ自体は、なかなか自分自身でデータを収集して適切に分配するというのが難しいと思えます。あくまでデータのものは、その下にあります3つの団体ないしはそれに属さない人たち、イーライセンスを含めてですが、結局そこからデータをもらわざるを得ないこととなります。

これは、あくまで私というよりも民間団体からお考えを聞かないといけないのですが、サーラが自ら分配することが実務的に難しいがゆえに、最初から、下請けのところに実質的な分配の仕事を委任してしまっている。そういう建前と実務的な処理能力といえますが、そのところにこの制度作りに苦勞したところがあると思います。

権利者にとって有利不利が無いところを確保するということが最も重要なことだと思いますので、例えば、イーライセンスの会員がイーライセンスからのまとめた申請で、しかるべくジャスラックの会員と同じような立場で不利無く分配を受けられるのであれば、それで満足いただけるのでは無いかと思います。

志太主査

何か、権利者の方々が納得すれば、それで良いというように決めておられますが、そうではなくて、システム全体を公明なものにするということが法律の基本であり、競争原理を入れることが目的だったと思います。文部科学省が所管官庁として、法の精神はこうなのだから、そういう方向で検討してほしいと指示をすることはできないのですか。実際にやってみて本人たちができないのならそれで仕方がないのですが、本人たちができる例えば、そういう方向に進める、要するに法の精神の方向に持っていくように指導することはできないのですか。

吉川課長

もちろん私たちが判断するというよりはむしろ実務的にそういうことができるかというところがポイントだと思います。文化庁ないし文部科学省として、頑なに現体制から動かさないということを申上げるつもりはありません。只、そうなりますとイーライセンスだけというわけにはいきませんで、実はジャスラックの他にも芸団協、レコード協会と並んでおります、それから日本脚本家連盟といった言語の権利者もいらっしゃいますので、そういったところが、一斉にサーラにそれぞれの団体から申請した時に、サーラにどれだけの処理能力があるのかそういうところを見た上で進めていただくしかないと思います。

志太主査

いろいろと難しいところもあるのですが、世間の見る目は厳しいですね。サーラの理事長の吉田茂さんは文化庁の元長官で、サーラの理事長とジャスラックの理事長を兼ねています。同じ方がやっていると、全部文化庁のファミリーに見られかねません。そういうところを、社会の見る目、一般の見る目はどうなんだろうかと感じるのですね。そういうところは法の精神に則ったように指導をしていく。競争原理を入れると基本的な法律で決めたのですから、そういう方向で指導していくこと、新規参入を育成していくべきと思うのですがどうですか。

吉川課長

この制度自体は、管理事業上のジャスラックとイーライセンスの関係は完全に横並びであり、どちらを有利に取り扱っていくとかいったことは文部科学省としては全くありません。

私的録音補償金、この制度自体は、今私が見るところでは、現行制度のなかで権利者に満足していただけているのですが、というのは、これをかえるとなると、サーラの方にかかなりの事務処理能力が必要になっていくものであり、文化庁として権利者への配分が少なくなるような恐れのあるサーラ事務局強化といった方向に踏み出すことは、権利者の側から批判されてしまうのではないかと正直思います。

ご指摘のように、サーラの吉田理事長は、ジャスラックの責任者でもあります。サーラはあくまで3団体で構成されており、特に全ての権利者に向けたサービスをするところではありません。文部科学省は、その監督官庁でありますので、只今のご指摘につきましては肝

に銘じまして、透明性を保ちながら特定の管理事業者の会員が有利になるようなことが100%無いように、それがまたわかっていただけるように取りはからっていきたいと思います。

志太主査

別に理事長の吉田さんがどうか考えているというわけではなくて、立派にやっていただけだと思うのですが、世間の目がそういうように見るところがあるものですから。

やはり法の精神に則って、新規参入を促すと決めたのですから、そういう方向に文部科学省としても支援していくということが、企業を育てるということが、時代の流れではないかと思っておりますので、宜しくお願い致します。

事務局から何かありますか。

宮川参事官

先程のサーラの管理が重くなるのがという議論はあるかと思っておりますが、志太主査がおっしゃられましたように、参入を容易化していくということでいうと、例えば一つの案としたしましては、ジャスラックが持っておられるデータをサーラが使われる際にはジャスラックに例えば委託費を払ってデータを頂戴するとか、いろいろやり方、お金の流れのあり方については議論があるかと思っておりますし、当然のことながらジャスラックが行っておられるデータの収集につきましては一定の価値があるものですから、サーラが活用するのであれば、きちっとした対価を払うと、こういうようないろいろなやり方を考えていただきながら、今回はイーライセンスの方がこういう形でとのことでしたので、こういう方向だと思いますが、今後いろいろと参入の議論があるかと思っておりますので、是非文部科学省としましても、オープンな形での制度設計をお考え賜ればと思っております。宜しくお願い致します。

志太主査

先程のお話のなかで、99:1のシェアを変えていくことは十分できるんだとおっしゃっていただけたのは非常にありがたい、良いことだと思います。しかし先程の、事務経費が大変になるということは、少しはあるかもしれないけれど基本的にはそうではないと思います。所詮、イーライセンスが請求をし、イーライセンスの分はいくらだというのを決めたくて、サーラからジャスラックの方に支払いされていると思いますから、当然全部一体だといいいながら、その分はあるわけですから、その整理は簡単にできると思います。最近のそういうのは全ての基礎データを基にぜんぶやっているのしょうから、やる気になればできると思います。

宮川参事官が言われたように、これからこういうことがオープンになって行くことが世間に知れますと、おそらく参入しようかというところが増えてくると思います。そういうときに、前向きに参入業者を育てるという発想をもってご指導を賜りたい。法の精神に則るような方向に持っていくようにご努力いただきたい。

イーライセンスからの要望以外に、ジャスラック関連の問題をいくつか指摘される方がでてきています。そういう方々の意見を聴きながら、これをベースにした問題について、またお話をうかがうことがあるかと思っております。

いずれにしても、事務局がお話をうかがっている段階で前向きにどんどん進めていることに感謝いたします。

本日はありがとうございました。

2．規制改革・民間開放集中受付月間に関する取組について

- ・事務局より現在までの取り組み状況を報告

3．WGの今後の取組について

- ・11月までは規制改革・民間開放集中受付月間において、要望をたくさん出してもらえるように注力する。

もみじキャラバン

関係団体へのPR等々

- ・11月からは要望案件に対応。